

質問及び回答書

質問日：令和5年4月13日

案件名	常備 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）
-----	--------------------------

No.	質問事項	回答
1	<p>昨今の世界情勢によりシャシ供給が遅れている中、今年度4月より法改正に伴う新燃費基準対応の新型シャシのモデルチェンジが順次行われる可能性があるため、選定したシャシのぎ装メーカーへの入庫が更に遅くなる可能性があります。</p> <p>つきましては、上記のような事業によりシャシ入庫が遅れ、ぎ装期間が確保できないことにより納入期限内の納車が困難になった場合、受注業者の責めに帰することが出来ない理由につき、納期延長を認めていただきますようご検討いただけますでしょうか。</p>	<p>シャシ選定においては、仕様条件を満たし、納期までに納入可能なものを選定してください。</p> <p>納期については、受注者の責めに帰することができない事由により、納期内に物品を納入することができないことが明らかになったときは、高松市物品供給（総価契約）契約約款第7条に基づき、期限の延長を求めることができます。</p> <p>ただし、受注者の責めに帰すべき理由により納期を延長する場合は、履行期間延長承認申請書を提出していただき、高松市契約事務処理要綱第57条に基づき、遅延損害金を徴することとなりますので御承知おきください。</p>